Information

No. 2025-47 Date 2025.11.

診療報酬(検体検査関連)についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび厚生労働省保険局医療課長発通知(令和7年10月31日付.保医発1031第2号.令和7年11月1日適用)により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。 謹白

◎新たに保険収載された検査項目

| 項目名 | 保険点数 | 区 分 |
|------------|------|--------------------------------|
| 赤痢アメーバ抗体定性 | 223点 | D012 感染症免疫学的検査「49」 (免疫学的検査) |

D012 感染症免疫学的検査

(1)~(61) 略

(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を 疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法 により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、 本区分の「49」223点を算定する。

●弊社受託準備中



BML













